

公益社団法人北海道交通安全推進委員会事務局組織規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第53条第5項の規定に基づき、事務局の組織に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 事務局に次のグループを置く。

- (1) 総務担当グループ
- (2) 事業担当グループ

(職 員)

第3条 事務局員に次の職員を置くことができ、会長が任命・委嘱する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 主 幹
- (4) 主 査
- (5) 主 任
- (6) 主 事
- (7) 専門員（嘱託）
- (8) 主事（非常勤）
- (9) 交通安全推進員（以下「推進員」という。）

2 前項第1号から第7号に規定する職員は常勤とし、同項第8号及び第9号に規定する職員は非常勤とする。

(推進員の設置)

第4条 事業担当主査は、主任推進員を兼務する。

2 地区推進組織に推進員を置き、職務については、会長が別に定める。

(職 務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 主幹は、上司の命を受け、所掌の事務を掌理する。
- 4 主査、主任及び主事（非常勤を含む）は、上司の命を受け、所掌の事務を処理する。
- 5 専門員及び推進員は、上司の命を受け、専門的な事務等を処理する。

(分 掌)

第6条 グループの事務分掌事項は、次のとおりとし、分掌細目及び職員の事務分担は事務局長が別に定める。

- (1) 総務担当グループ
 - ア 総会・理事会等に関すること。
 - イ 人事・給与及び職員の福利厚生に関すること。
 - ウ 庶務・財務等に関すること。
 - エ 交通遺児育英事業に関すること。
- (2) 事業担当グループ

- ア 正会員等の活動強化に関する事。
 - イ 交通安全運動に関する事。
 - ウ 特別推進事業に関する事。
 - エ 交通安全思想の普及に関する事。
 - オ 地区及び市町村交通安全推進員に関する事。
 - カ 交通安全指導者等の養成・研修に関する事。
- 2 会長は、特命・専門事項を担当させるために、第3条に定める職員の中から命ずることができ。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。

この規程は、平成23年5月23日から施行する。

この規程は、平成29年6月2日から施行する。